

藤枝市感震ブレーカー等設置推進事業



感震ブレーカー(分電盤タイプ)
感震機能付分電盤 外付けタイプ



感震ブレーカーを設置しましょう！

藤枝市では、南海トラフ沿いで発生する大地震に備えて、地震による電気火災から「家」・「地域」を守るため、感震ブレーカーの設置を推進し、その設置費用の一部を助成します。

感震ブレーカーとは？

地震発生時に揺れを感知し、自動的に電気の供給を遮断する器具です。

各家庭で設置することで出火を防止し、延焼火災を防ぐことで、火災被害を大きく軽減することができます。

補助の対象

- ・市内に住宅を所有し、または居住している個人(但し、賃貸目的の集合住宅への設置については、当該住宅の居住者に限る。)
- ・市内に住宅(ただし戸建に限る。)を新築する予定の個人
- ・設置する器具は、分電盤タイプで、(一社)日本配線システム工業会の感震機能付住宅用分電盤(JWDS0007付2)の規格で定める構造及び機能を有するものとします。

補助金の額

- ・設置費用の2/3(上限5万円、千円未満切り捨て)
- ・新築住宅は、一律1万円

その他

- ・必ず工事前に補助金の申請を行ってください。
工事中、工事後の申請は、補助の対象となりません。
- ・補助金の申請可能回数は1住宅につき1回となります。
- ・地震発生時に、全ての電気が遮断されます。医療器具等への影響が考えられるため、設置にあたっては注意が必要です。
- ・設置器具・費用については、電気工事店等に相談してください。
- ・既存の分電盤に、設置できない場合があります。

- ・受付期間
平成31年4月26日～令和2年1月31日まで
(土・日・祝日及び年末年始を除く)
- ・受付時間
8:30～17:15
※予算に限りがあるため
先着順とさせていただきます。

工事に関するお問い合わせ先

- ・志太榛原電気工事事業協同組合
電話:054-641-1231
住所:藤枝市青木2丁目36番13号

裏面 申請の手順



申請の流れ

(新築以外の場合)

STEP 1

工事業者に相談

- 電気工事店等に設置器具、設置場所、費用等について相談

STEP 2

申請書・見積書等の提出

- 申請書等を記入し、見積書等の必要書類を添付して地域防災課へ提出

STEP 3

交付決定書の受取

- 地域防災課より交付決定通知書が届きます。

STEP 4

工事の実施

- 交付決定通知書が届いてから、工事業者に工事を依頼してください。
- 工事内容が変更する場合は、地域防災課へ連絡し、変更申請書・変更見積書等必要書類を提出してください。

STEP 5

実績報告書・領収書の
コピー・写真等の提出

- 工事完了後、速やかに実績報告書、領収書のコピー、施工前後の写真等の必要書類を提出してください。(※令和2年2月28日までに提出してください。)

STEP 6

確定通知書の受取
・請求書の提出

- 地域防災課より確定通知書が届きます。
- 確定通知書が届いてから、30日以内に請求書を提出してください。(※年度末の場合は、30日以内または令和2年3月10日のいずれか早い日までに提出してください。)

STEP 7

補助金の振込

- ご指定いただいた口座へ、補助金を振込みます。(振込みには概ね1ヶ月程度要します。)

※新築の場合は、最初に地域防災課にご相談ください。

<申請書の配布場所>

- 市役所(地域防災課)窓口
- 市ホームページ

【お問い合わせ先】

藤枝市役所総務部地域防災課

電話:054-643-2110